

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

役員に支払う借入保証料

Q：会社の銀行からの借入れに際し、会社の資産が抵当権の設定済であることから、私（代表者）の不動産を抵当に入れ、私が保証人になりました。そこで、私は会社から保証料をもらうことにしましたが、これは私と会社は、それぞれどのように取り扱われるのでしょうか。

A：

(1)会社の取扱い

信用保証協会などの保証を受けて、銀行等から借入れをする場合がよくあります。このとき保証料を支払いますが、これについては借入れに必要な費用として法人税法上単純に損金となります。

ですから、代表者等の役員に保証料を支払う場合にも、保証料は原則として単純に損金に算入されます。

しかし、その保証料が適正な金額でない場合には、適正保証料を超える額は、役員に対して給与（臨時に支払うものは賞与、毎月定額で支払うものは報酬）を支給したとして取り扱われます。

適正かどうかは、信用保証協会等の保証機関が通常収受する保証料の額等を参考に判断すればよいでしょう。（信用保証協会の場合は借入金額の1%程度）

(2)代表者の取扱い

保証料を収受する役員については、給与とされる部分を除き雑所得として取り扱われます。

